

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する		評価方式	総合(実績)事業	番号	2-4
歳出予算額（千円）	20年度	21年度	22年度	23年度要求額		
( 当 初 )	13,623,574 <198,893,000>	11,535,117 <190,570,000>	5,606,816 <145,123,000>	3,152,663 <122,814,000>		
( 補 正 後 )	14,323,160 <220,143,701>	15,562,803 <331,256,984>				
前年度繰越額（千円）	3,974,631 <23,951,135>	3,727,498 <32,481,871>				
予備費使用額（千円）	0 <0>	0 <0>				
流用等増△減額（千円）	0 <0>	0 <0>				
歳出予算現額（千円）	18,297,791 <244,094,836>	19,290,301 <363,738,855>				
支出済歳出額（千円）	14,468,905 <211,602,537>	14,798,805 <274,019,494>				
翌年度繰越額（千円）	3,727,498 <32,481,871>	4,171,140 <88,677,248>				
不用額（千円）	101,388 <10,428>	320,355 <1,042,113>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	政策評価調書（個別票②）に同様の記載があるため省略					
政策評価結果を受けて改善すべき点	特になし					
評価結果の予算要求等への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海防法の周知徹底及び海洋汚染防止等を推進していくための予算を要求した。</li> <li>・船舶油濁損害賠償保障法を的確に運用するための予算を要求した</li> <li>・効率的な土砂管理対策による砂浜の創出を推進することとし、必要な予算を要求した。</li> <li>・港湾における廃棄物海面処分場の計画的な確保を推進することとし、必要な予算を要求した。</li> </ul>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する					番号	2-4		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	22年度 当初予算額	23年度 要求額		
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	国土交通本省	海洋環境対策費	海洋・沿岸域環境の保全等の推進に必要な経費	74,436	123,752	
	A	2	一般	国土交通本省	海岸環境整備事業費	海岸環境整備事業に必要な経費	93,000	0	
	A	3	一般	地方運輸局	地方運輸行政推進費	海洋・沿岸域環境の保全等の推進に必要な経費 (主要経費95)	7,880	5,808	
	A	4	社会資本整備事業	港湾勘定	港湾環境整備事業費	港湾環境整備事業に必要な経費	5,310,000	2,987,103	
	A	5	社会資本整備事業	港湾勘定	北海道港湾環境整備事業費	港湾環境整備事業に必要な経費	54,000	27,000	
	A	6	社会資本整備事業	港湾勘定	離島港湾環境整備事業費	港湾環境整備事業に必要な経費	7,500	9,000	
	A	7	社会資本整備事業	港湾勘定	離島港湾環境整備事業費	奄美群島港湾環境整備事業に必要な経費	0	0	
	A	8	社会資本整備事業	港湾勘定	沖縄港湾環境整備事業費	港湾環境整備事業に必要な経費	60,000	0	
	小計							5,606,816 の内数	3,152,663 の内数
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	小計								
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	>
	C	2					<	>	>
	小計						<0>	<0>	<>
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1	一般	国土交通本省	港湾整備事業費等社会資本整備事業特別会計へ繰入	港湾整備事業等の財源の社会資本整備事業特別会計港湾勘定へ繰入れに必要な経費	< 126,845,000 >	< 107,351,000 >	
	D	2	一般	国土交通本省	北海道港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	港湾整備事業等の財源の社会資本整備事業特別会計港湾勘定へ繰入れに必要な経費	< 12,270,000 >	< 10,208,000 >	
	D	3	一般	国土交通本省	離島港湾整備事業費社会資本整備事業特別会計へ繰入	港湾整備事業等の財源の社会資本整備事業特別会計港湾勘定へ繰入れに必要な経費	< 6,008,000 >	< 5,255,000 >	
	小計						<145,123,000>	<122,814,000>	<>
合計						5,606,816 <145,123,000> の内数	3,152,663 <122,814,000> の内数	0	

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名: 総合政策局総務課予算第二係  
 担当者(連絡先): 西尾(24-124)

評価実施時期: 平成22年8月

<p>政策名</p>	<p>海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する</p>	<p>番号</p>	<p>2-4</p>																																							
<p>政策の概要</p>	<p>良好な海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止指導、放置座礁艇対策、閉鎖性海域における水環境の改善、豊かで美しい自然環境や生活環境の保全・再生・創出、浚渫土砂等を有効活用した効率的な海岸侵食対策、及び廃棄物海面処分場の計画的な整備等を推進する。</p>																																									
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)                  海洋・沿岸域における生物多様性の確保や環境負荷の低減、良好な海洋・沿岸域環境の保全・再生・創出などに向け、着実に取り組みが進められているといえる。今後も引き続き、海洋汚染防止指導、放置座礁艇対策、閉鎖性海域における水環境の改善、湿地・干潟・水辺といった自然環境の保全・再生・創出、浚渫土砂等を有効活用した効率的な海岸侵食対策、及び廃棄物海面処分場の計画的な整備等を推進する。</p> <p>(必要性)                  本施策は、良好な海域環境の創出を実現するために、海洋汚染の防止対策、自然環境の保全・再生・創出、廃棄物を受け入れる海洋処分場の整備等を推進するものである。                  過去の開発等により失われた自然環境の再生など、良好な海域環境の保全・再生・創出は短期間で進められるものばかりではない。また、海上災害等により、ひとたび油流出事故等が発生すると、海洋環境へ多大な影響を及ぼすことから、海洋汚染の防止については、継続的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>(効率性)                  良好な海洋・沿岸域環境の再生のため、海岸侵食対策、干潟の造成等の事業を実施する際に、浚渫土砂を有効活用するなど効率的に事業を実施している。また、リサイクル材の干潟造成への活用に向けて、実証実験を行うなど、さらなる事業の効率化に向けた取り組みを実施している。</p> <p>(有効性)                  良好な海洋・沿岸域環境の保全・再生・創出、廃棄物海面処分場の確保に向け各種施策を実施してきたところであり、例えば、干潟を再生した箇所においては水質が改善し、多様な生物の生息が確認されるなど、施策の効果がみられる。侵食対策などにより良好な砂浜の保全創出が促進された。また、廃棄物埋立護岸の整備などの対策を実施することで、廃棄物海面処分場の計画的な確保に繋がっており、一部の業績指標を除き、A評価となっており、これまで実施してきた取り組みは有効であったと評価できる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海洋汚染防止に向けた各種取り組みの一層の推進</li> <li>・ 良好な自然環境の保全・再生・創出に向けた各種取り組みの一層の推進</li> <li>・ 効率的な土砂管理対策による砂浜の創出の推進</li> <li>・ 港湾における廃棄物海面処分場の計画的な確保の推進</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="454 1467 1204 1971"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する</td> <td>我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数</td> <td>件</td> <td>0 18年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0 22年度</td> <td>オホカ号油流出事故規模以上の被害を及ぼす海洋汚染等の件数を0で継続する</td> </tr> <tr> <td></td> <td>油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数</td> <td>隻</td> <td>0 19年度</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0 23年度</td> <td>我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正に基づき、平成17年3月以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は0隻であることから、次年度以降も保険未加入0隻を目標とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水辺の再生の割合(海岸)</td> <td>%</td> <td>約2割 (19年度)</td> <td>約18</td> <td>約23</td> <td>約26</td> <td>約4割 (24年度)</td> <td>長期的には回復可能な経長の100%を再生・回復することを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方	19年度	20年度	21年度	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	件	0 18年度	0	0	0	0 22年度	オホカ号油流出事故規模以上の被害を及ぼす海洋汚染等の件数を0で継続する		油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	隻	0 19年度	0	0	0	0 23年度	我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正に基づき、平成17年3月以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は0隻であることから、次年度以降も保険未加入0隻を目標とする。		水辺の再生の割合(海岸)	%	約2割 (19年度)	約18	約23	約26	約4割 (24年度)	長期的には回復可能な経長の100%を再生・回復することを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)					実績値					目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方																												
				19年度	20年度	21年度																																				
海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	件	0 18年度	0	0	0	0 22年度	オホカ号油流出事故規模以上の被害を及ぼす海洋汚染等の件数を0で継続する																																		
	油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	隻	0 19年度	0	0	0	0 23年度	我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正に基づき、平成17年3月以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は0隻であることから、次年度以降も保険未加入0隻を目標とする。																																		
	水辺の再生の割合(海岸)	%	約2割 (19年度)	約18	約23	約26	約4割 (24年度)	長期的には回復可能な経長の100%を再生・回復することを目標に、平成24年度までに達成可能な値として設定																																		

評価実施時期:平成22年8月

政策名	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する							番号	2-4
政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
		湿地・干潟の再生の割合(港湾)	%	約2割 (19年度)	19年度 21.5	20年度 22	21年度 22.4	約3割 (24年度)	長期的には回復可能な面積の100%を再生・回復することを目指し、平成20年度から平成24年度までに670ha(湿地600ha、干潟70ha)を再生することとして目標を設定。
		廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	年	約6 (19年度)	約6	約7	約7	約7 (23年度)	廃棄物処分の困難な状況を回避するため、海面処分場を計画的に整備し、残余年数を概ね7年以上確保するため、目標値を7年と設定した。
		三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合	%	約40 (19年度)	40.3	41.4	42.3	約45 (24年度)	長期的には底質改善した区域の割合を100%とすることを目標として、平成20年度から平成24年度までに130haを改善することとして目標を設定。
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等		年月日		記載事項(抜粋)				
	21世紀環境立国戦略		平成19年6月1日		子供たちが遊べる水辺、様々な水生生物とふれあえる水辺づくり、失われてきた河川の氾濫原における湿地の再生、海辺の通年利用の促進等により、水の大切さやありがたみを再認識しつつ、水と親しみ、水とふれあえる豊かな暮らしづくりを目指す。また、地域の自然・歴史・文化を活かした河川、海岸等の水辺づくりを地域と連携を図りつつ推進する。藻場、干潟、サンゴ礁等の保全・再生・創出を推進。失われてきた河川の氾濫原における湿地の再生。				
	第三次生物多様性国家戦略		平成19年11月27日		海岸の生態系を保全するとともに、津波、高潮などの災害や海岸侵食などの脅威から背後を防護する海岸を整備し安全で活力ある地域社会を形成し、国民の環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められています。港湾整備により発生した浚渫土砂を有効活用し、干潟・藻場等の造成を推進する。失われてきた河川などの良好な自然環境の再生を図るため、特に国民や地域社会の関心が高い地域などにおいては、河川などの自然再生事業を重点的・集中的に実施する。				
	社会資本整備重点計画		平成21年3月31日		名勝や優れた景観、貴重な生物の生息・生育空間等豊かで美しい環境を有する海岸の保全・回復に資する取り組みを推進する。				
	海洋基本計画		平成20年3月18日		内湾等の閉鎖性水域において、赤潮や貧酸素水塊の発生により生物の生息・生育環境が悪化している。水環境の改善を図るため、覆砂等による底質改善を総合的・計画的に推進する。				
	第三次環境基本計画		平成18年4月7日		貧酸素水塊などの問題への取り組み、その他施策を総合的・計画的に推進する。				
	循環型社会形成推進基本計画		平成20年3月25日		最終処分場などについては、残余容量の予測を行いつつ、引き続きその整備や埋立て容量の再生の検討を進めるほか、地方公共団体の共同処理を推進するとともに、大都市圏における都道府県の区域を超えた広域的な対応を推進する。				
	生物多様性国家戦略2010		平成22年3月16日		海岸法の目的である防護・環境・利用の調和を目指し、地域を中心とした関係者の合意形成などを通じて、地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全・再生を図る「自然				